

お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

特定損傷給付金

お支払い できる場合

自転車で走行中に転倒し、
右腕を骨折して治療を受けた場合

約款に定められた骨折に該当するため、
特定損傷給付金をお支払いします。

お支払い できない場合

「骨粗しょう症」で加療中の方が、
立ち上がろうとして片手に体重を
かけてしまったところ右腕を骨折し、
治療を受けた場合

疾病を原因とする骨折とみなされ、
特定損傷給付金をお支払いできません。

解説

- 責任開始時以後に生じた**不慮の事故**を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の特定損傷（**骨折、関節脱臼、腱の断裂**）の治療を受けられたときにお支払いします。

	定義	お支払いできない場合
骨折	骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態	● 病的骨折および特発骨折の場合 ● 部位が軟骨（鼻軟骨・肋軟骨・半月板等）の場合
関節脱臼	関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態	● 先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼の場合
腱の断裂	腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態	● 疾病を原因とする腱の断裂の場合 ● 筋・靭帯の損傷・断裂の場合